

改正建設業法セミナー &行政書士による



無 料 相 談 会



改正建設業法が平成28年6月1日より施行され、約3ヶ月経った今、「？」はありませんか？

大阪府担当職員の方をお招きして、セミナーを開催します。

- ▶ 44年ぶりに「解体工事業」許可が新設されました。
- ▶ 経営管理責任者の要件が緩和されました。
- ▶ 特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる、下請け契約の請負金額が緩和されました。
- ▶ 専任の現場配置技術者を必要とする工事の請負金額が緩和されました。
- ▶ これらに伴い、申請様式や必要書類が変更になりました。

建設業許可専門の行政書士による、個別無料相談を開催します。

- ▶ 我が社は「解体工事業」許可が、取れるのだろうか？
- ▶ 「解体工事業」許可に関して、何を、いつまでに、準備しておくべき？
- ▶ 経営事項審査との関係は？

予約
不要

相談料
無料

秘密
厳守

日時 **2016.9月26日** 月

セミナー 13:30~15:00

無料相談会 15:15~16:00

場所 **大阪府行政書士会館
3階 大会議室**

主催・お問い合わせ先



大阪府行政書士会

〒540-0024 大阪市中央区南新町1丁目3番7号
TEL.06-6943-7501 FAX.06-6941-5497

大阪府行政書士会 |

検索

<http://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/>

後援：大阪府

日本行政書士会連合会
公式 Mascot キャラクター
「ユキマサくん」



地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅下車4番出口より徒歩約4分

至 天王寺

改正建設業法セミナー

～平成28年6月1日施行 改正建設業法について～

【セミナー参加申込書】



FAX 06-6941-5497

大阪府行政書士会事務局 行

年 月 日

氏名	参加人数	名
住所 〒		
企業名(団体等)		
行政書士の場合は支部名及び会員番号		
支部		会員番号
無料個別相談 希望の有無 (どちらかに○をしてください)	相談内容(簡単にご記入ください)	
有 ・ 無		
電話番号(日中の連絡が可能な電話番号をご記入ください)		

◎お申し込み方法

平成28年9月20日(火)までにFAXにてお申し込みください。

※定員70名につき、お申し込み多数の場合は、企業様を優先させていただきます。
行政書士の申し込みは、先着順とさせていただきますのでご了承ください。

※お申し込み後、受付完了の返信はございません。当日直接会場へお越しください。(先着順のため、お断りする場合はご連絡いたします。)

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーのために利用し、その他の目的で利用することはありません。

◎行政書士による無料個別相談について

※無料個別相談希望欄へのご記入がない場合でも、当日の受付状況により、できる限りご相談に対応いたします。
ただし、相談が多数となった場合には、企業様を優先させていただきます。行政書士からの相談に対応できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お一人あたりのご相談時間を30分程度としております。なお、ご相談いただいた内容によっては、回答できない場合もあります。
また、無料相談会における回答を受け、相談者様が行動された結果生じた損害に対して、一切責任を負うことはできませんのでご理解
くださいますようお願いいたします。